

# 成人用肺炎球菌ワクチン接種のお知らせ

成人用肺炎球菌ワクチンは、肺炎球菌による肺炎などの感染症の予防、重症化を防ぐためのワクチンです。

## 【対象者】

- ①右の〈表1〉のとおりです。  
 ※予防接種（費用助成）の対象となるのは、今年度1年間のみです。接種を希望される方は令和3年3月31日までに受けてください。  
 ②接種日時時点で60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器等の機能に日常生活活動が極度に制限される程度の障がいのある方。

## 【接種回数】

○令和2年度中に1回接種

## 【持ち物】

- ・健康保険証または住所・生年月日を確認できるもの
  - ・自己負担金
  - ・予診票（※）
- ※予診票は郵送します。予防接種を受ける前に、必ず予防接種の説明文をよくお読みになった上で、接種を受けてください。

## 【接種費用】

- 自己負担金 2,500円  
 （ただし、住民税非課税世帯の方は1,500円、生活保護受給中の方は免除）  
 住民税非課税世帯の方、生活保護受給中の方は、医療機関あての免除証明書等を発行します。接種される前に、必ず保健センターに申請してください。

〈表1〉令和2年度の対象者(成人用肺炎球菌ワクチン)

対象者	生年月日
65歳になる方	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日生まれ
70歳になる方	昭和25年4月2日～昭和26年4月1日生まれ
75歳になる方	昭和20年4月2日～昭和21年4月1日生まれ
80歳になる方	昭和15年4月2日～昭和16年4月1日生まれ
85歳になる方	昭和10年4月2日～昭和11年4月1日生まれ
90歳になる方	昭和 5年4月2日～昭和 6年4月1日生まれ
95歳になる方	大正14年4月2日～大正15年4月1日生まれ
100歳になる方	大正 9年4月2日～大正10年4月1日生まれ

※過去に一度でも肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことのある方は、対象となりません。

## ◎予防接種町内指定医療機関

医療機関	住所	電話	接種日	接種時間	予約の有無
あいさか小児科	松尾二丁目88-7	53-8139	月～土	日によって異なります	要
朝日医院	大窪1010-1	52-0057	月～土	8:30～11:30	不要
			月・火・水・金	18:00～19:15	
岡診療所	河原一丁目10	53-1155	月・火・水・金・土	9:00～12:00	不要 (予診票を記載のうえ、午前診11:50まで、午後診18:20までに来院ください)
			月～金	16:30～18:30	
鎌掛診療所	鎌掛2292	52-0615	月・水・木	14:00～16:00	要
河村医院	内池372	52-0072	月～土	8:30～11:30	要
しもいけメディカルクリニック	松尾五丁目59-3	53-2324	予約時に調整	予約時に調整	要
どひ整形外科クリニック	松尾三丁目1-1	52-8880	月・火・水・金・土	9:00～11:30	要
			月・火・水・金	16:00～19:00	
日野記念病院	上野田200-1	53-1224	予約時に調整	予約時に調整	*1週間前までに予約必要 予約受付(月～金) 9:00～16:00 予約受付(土) 9:00～12:00
よこた眼科クリニック	松尾1189	52-1341	月・火・木・金・土	8:00～11:30	要/受付窓口にて予約(電話不可)
			月・火・木・金	15:00～17:00	

※県内他市町の医療機関で接種を希望される場合は、事前に保健センターにご相談ください。

◆問い合わせ先 保健センター ☎0748-52-6574

# 不妊治療費の補助金について

町では高額な治療費がかかることが多い不妊治療について、安心して治療を受けていただけるように、費用の一部を助成しています。令和2年度の助成対象となるのは年度内（令和2年4月1日～令和3年3月31日）に治療を終了した方です。

## 【対象となる不妊治療】

保険外診療分となる一般不妊治療（人工授精に係る分のみ）と特定不妊治療（体外受精および顕微授精）

## 【対象者】

一般不妊治療および特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないかまたは極めて少ないと医師に診断された方で、以下の条件を満たす方。

- ・ 治療を受けた日（開始時）の妻の年齢が43歳未満であること
  - ・ 法律上の婚姻をしている方
  - ・ 夫婦の一方または双方が町内に住所を有している方
  - ・ 夫婦のいずれも町税を滞納していない方
  - ・ 夫婦の前年の所得の合計が730万円未満である方（所得の計算は県の助成制度に準じる。なお、1月から5月の申請については前々年の所得）
  - ・ 特定不妊治療を受けられた場合は、治療が終了した日の属する年度（4月1日から翌年3月31日まで）において、県の助成を受けている方
- ※ただし、県の助成対象回数を超過している場合には、助成可能とします。

## 【助成額】

### ○一般不妊治療の場合

治療費の1 / 2  
（1回の治療につき、上限10万円）

### ○特定不妊治療の場合

治療費から県の助成額（\*）を控除した額の1 / 2（1回の治療につき、上限10万円）  
（\*）県からの助成（滋賀県不妊に悩む方への特定治療支援事業）については滋賀県ホームページをご参照ください。

## 【助成回数】

通算15回を限度に助成

## 【申請方法】

申請書類は保健センターにあります。詳しくは保健センターまでお問い合わせください。

## 【令和2年度の補助金申請期限】

令和3年3月末まで

ただし、不妊治療が終了した月が3月である場合に限り、令和3年4月30日までにになります。期限までに申請書類が揃わない場合は、3月31日までに保健センターにご相談ください。

### ◆申請・問い合わせ先

保健センター ☎0748-52-6574

## 不妊症・不育症に関する相談窓口

### 滋賀県不妊専門相談センター

【電話相談】 専門相談員（助産師等）の相談が受けられます。

月曜日～金曜日（祝日、年末年始は除く）9:00～16:00

専用電話 077-548-9083

【面接相談】 専門医師の相談が受けられます。電話・メールでの予約が必要です。

日程は、電話で相談できます。

【メール相談】 「滋賀県不妊専門相談センターメール相談」で検索ください。

<http://www.sumsog.jp/consulting-a-doctor/advice-for-sterility>

